

社会福祉法人等へ寄付金をした場合の優遇税制が変わりました。 確定申告で税額控除を選択された場合、これまでの領収書の添付と同時に、税額控除にかかる証明書の添付が必要になります。

税制改正により、2011 年 1 月 1 日以降の社会福祉法人や認定 NPO 法人等への寄付について、これまでの「所得控除」に加えて「税額控除」を選択できるようになりました。ゆたか福祉会へご寄付（賛助会費・協力会費含む）をいただいている皆さんには有利な税制改正ですので、ぜひご活用下さい。
その場合は次ページの「税額控除」認定法人の証明書の添付が必要となります。

【税額控除とは】（*寄付金控除は確定申告でのみ可能です。年末調整はできません。）

「その年に支出した社会福祉法人等への寄付金の合計額－2 千円」の 40%相当額を、その年の所得税額から控除することができます。対象となる寄付金額は、総所得金額等の 40%が限度であり、税額控除額は、所得税額の 25%相当額が限度となります。

【具体的には】

（所得や寄付額により還付される額が変わる場合もありますが、多くの方は下記の例です。）

例）社会福祉法人などに 5 万円を寄付した場合（税額控除の認定を受けている法人に限られる。）

$(50,000 \text{ 円} - 2,000 \text{ 円}) \times 40\% = 48,000 \times 0.4 = 19,200 \text{ 円}$ （税額控除額）
確定申告により上記 19,200 円が還付されることとなります。

社会福祉法人ゆたか福祉会
法人本部 総務部
TEL 052-698-7356

28 健障支第 373 号

平成 28 年 9 月 1 日

社会福祉法人ゆたか福社会

理事長 鈴木 清覚 様

名古屋市長 河村 たかし



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第一項第三号に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期限は、下記のとおりです。

記

(有効期限)

平成 28 年 9 月 1 日から平成 33 年 8 月 31 日まで

(健康福祉局障害福祉部障害者支援課)